

新・高等学校等就学支援金制度に関する調査について

1. 調査目的

平成 26 年 4 月から始まった新・高等学校等就学支援金制度の実施状況及び授業料減免制度などの都道府県における高校段階を対象とした家庭の経済的負担軽減策の見直し状況について把握する。

2. 調査対象

都道府県（以下、該当する都道府県数を記載する場合「県」とする）

3. 調査日

平成 26 年 4～7 月（平成 26 年 7 月 18 日現在）

4. 調査結果

■公立

I. 授業料等について

1. 授業料に関する条例について

全ての県で高校等の授業料に関する条例を改正し、平成 26 年 4 月 1 日に施行された。

2. 検定料、入学料、授業料について

(1) 全日制

●検定料

- ・ 45 県は 2,200 円（他は、福岡, 佐賀 2,100 円）。
- ・ 37 県は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは、埼玉, 千葉, 福井, 山梨, 愛知, 滋賀, 島根, 広島, 徳島, 沖縄

●入学料

- ・ 43 県は 5,650 円（他は、鳥取, 福岡, 佐賀, 長崎 5,550 円）。
- ・ 42 県は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは、滋賀, 島根, 広島, 徳島, 沖縄

●授業料

全ての県は月額 9,900 円（ただし、鹿児島は単位制高校では 1 単位あたり 4,455 円で定めている）。

(2) 定時制

●検定料

- ・39 県は 950 円(他は、福井, 島根 2, 200 円/鳥取 1, 000 円/京都, 佐賀 900 円/長野 870 円 /福岡 850 円/山口 700 円)。
- ・37 県は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは、埼玉, 千葉, 福井, 山梨, 愛知, 滋賀, 島根, 広島, 徳島, 沖縄

●入学料

- ・37 県は 2, 100 円 (他は、鳥取, 佐賀, 長崎 2, 050 円/広島, 福岡 2, 000 円/岡山 1, 400 円/長野 1, 160 円/京都 980 円/山口 800 円/和歌山 0 円)。
- ・42 県は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは、滋賀, 島根, 広島, 徳島, 沖縄

●授業料

- ・授業料の設定は、①:月額定額の設定のみ、②:1 単位当たりの設定のみ、③:①と②の 2 通りの方法で設定、の 3 パターンがある。

(表 1-1)

①月額定額	15	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 福島, 神奈川, 石川, 岐阜, 愛知, 大阪, 兵庫, 鳥取, 広島, 山口, 香川
②1 単位当たり	11	山形, 栃木, 千葉, 福井, 山梨, 岡山, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 沖縄
③月額定額と 1 単位当たり	21	北海道, 茨城, 群馬, 埼玉, 東京, 新潟, 富山, 長野, 静岡, 三重, 滋賀, 京都, 奈良, 和歌山, 島根, 徳島, 愛媛, 高知, 福岡, 長崎, 鹿児島

- ・月額定額で設定している 36 県のうち、28 県は 2, 700 円(他は、広島 530 ~2, 500 円/和歌山 725~2, 700 円/山口 900 円/京都 1, 250 円/愛知 1, 900~2, 700 円 /香川 2, 200 円/福島 2, 500 円/福岡 2, 600 円)。

(3) 通信制

●検定料

- ・32 県は 0 円(他の 15 県は 50~2, 200 円)。
- ・検定料を徴収する 15 県のうち 11 県は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは、千葉, 福井, 島根, 広島

●入学料

- ・29 県は 500 円(他の 18 県のうち 13 県は 0 円、5 県は 180~480 円)。
- ・入学料を徴収する 34 県のうち 29 県は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは、岐阜, 滋賀, 島根, 徳島, 沖縄

● 授業料

- ・ 45 県は 1 単位当たり 100～700 円の授業料を設定。
- ・ 宮城県は 1 科目当たり 820 円、香川県は 730 円の授業料を設定。

(4) 特別支援学校 (高等部)

東京都以外は検定料、入学料、授業料ともに不徴収制度を維持。東京都は検定料を 50 円、授業料を月額 100 円としている (東日本大震災に伴う被災地から避難している生徒等については免除制度あり)。

(5) 専修学校

都道府県立の専修学校高等課程をもつ自治体は、神奈川県, 石川県, 徳島県であり、検定料, 入学料, 授業料は以下の通り。

(表 1 - 2)

	検定料(円)	入学料(円)	月額授業料(円)
神奈川県(専修学校)	9,700	70,300	14,300
石川県(専修学校)	2,000	0	4,500
徳島県(専修学校)	5,500	60,000	14,000

3. 留年者、既卒者、74 単位超過者の扱いについて

都道府県立の高校等における留年者（留年による標準年限（全日制 3 年、定時制・通信制 4 年）超過在学者）、高校等既卒者及び 74 単位を超える者に対する授業料について、25 年度及び 26 年度の扱いは以下の通り。

(1) 留年者の扱いについて

26 年度の授業料について、年収約 910 万円未満世帯を不徴収とするのは 9 県（下表ア）、低所得世帯等を不徴収とするのは 24 県（下表イ、エ）である。

(表 1 - 3)

	25 年度	26 年度	数	都道府県名
ア	不徴収	年収約 910 万円未満世帯 不徴収	9	新潟, 富山, 福井, 兵庫, 京都, 鳥取, 島根, 高知, 佐賀
イ	不徴収	低所得世帯 不徴収	9	北海道(350 万), 群馬(350 万), 埼玉(250 万), 石川(450 万), 静岡(375 万), 愛知(250 万), 三重(250 万), 滋賀(350 万), 熊本(245 万)
ウ	不徴収	徴収	6	大阪, 和歌山, 香川, 愛媛, 鹿児島, 沖縄
エ	低所得世帯 不徴収	低所得世帯 不徴収	15	青森(250 万), 岩手(250 万), 宮城(345 万), 山形(430 万), 福島(292 万), 茨城(440 万), 栃木(350 万), 千葉(493 万), 東京(250 万), 神奈川(350 万), 長野(350 万), 岐阜(250 万), 岡山(250 万), 福岡(250 万), 大分(365 万)
オ	徴収 (例外的に不徴収を認め る場合も含む)	徴収	5	秋田, 山梨, 広島, 山口, 徳島,
カ	不徴収	検討中	3	奈良, 長崎, 宮崎

注 1 : 25 年度の「不徴収」とは原則不徴収であり例外的に徴収する場合も含む。

注 2 : () 内はあくまでも年収の目安であり、世帯構成や居住地等により基準額が異なる場合がある。

注 3 : 栃木は年収約 350 万円未満であることに加えて性行良好の場合に不徴収。

注 4 : 島根は年収約 910 万円未満であることに加えて病気などのやむを得ない事情がある場合に不徴収。

注 5 : 高知は年収約 910 万円未満であっても就学意志が著しく欠けている場合は徴収。

(2) 高校等既卒者の扱いについて

26年度の授業料について、年収約910万円未満世帯を不徴収とするのは6県(下表ア)、低所得世帯等を不徴収とするのは24県(下表イ、エ)である。

(表1-4)

	25年度	26年度	数	都道府県名
ア	不徴収	年収約910万円未満世帯 不徴収	6	新潟,福井,鳥取,京都,高知,佐賀
イ	不徴収	低所得世帯 不徴収	9	北海道(350万),群馬(350万), 埼玉(250万),石川(450万), 静岡(375万),愛知(250万), 三重(250万),滋賀(350万), 熊本(245万)
ウ	不徴収	徴収	8	富山,大阪,和歌山,鳥根,愛媛, 宮崎,鹿児島,沖縄
エ	低所得世帯 不徴収	低所得世帯 不徴収	15	青森(250万),岩手(250万), 宮城(345万),山形(430万), 福島(292万),茨城(440万), 栃木(350万),千葉(493万), 東京(250万),神奈川(350万), 長野(350万),岐阜(250万), 岡山(250万),大分(365万), 福岡(250万)
オ	徴収 (例外的に不徴収を認 める場合も含む)	徴収	8	秋田,山梨,兵庫,広島,山口, 徳島,香川,長崎,
カ	不徴収	検討中	1	奈良

注1: 25年度の「不徴収」とは原則不徴収であり例外的に徴収する場合も含む。

注2: ()内はあくまでも年収の目安であり、世帯構成や居住地等により基準額が異なる場合がある。

注3: 栃木は年収約350万円未満であることに加えて性行良好の場合に不徴収。

(3) 74 単位超過者の扱いについて

- ・ 定時制は 32 県で、通信制は全ての県で就学支援金の支給額を 1 単位あたり(1 科目あたり)で計算する方法を採用している(定額制を併用している場合も含む)。
- ・ 26 年度の授業料について、年収約 910 万円未満世帯を不徴収とするのは 10 県(下表イ)、低所得世帯等を不徴収とするのは 17 県(下表ウ, オ)である。

(表 1-5)

	25 年度	26 年度	数	都道府県名
ア	定額制授業料のため不徴収	定額制授業料のため不徴収	2	宮城【定時制】、香川
イ	不徴収	年収約 910 万円未満世帯のみ不徴収	10	福井、埼玉、東京、新潟、富山、京都、鳥取、高知、福岡、佐賀
ウ	不徴収	低所得世帯不徴収	10	北海道(350 万)、青森(250 万)、栃木(350 万)、千葉(493 万)、石川(450 万)、静岡(375 万)、愛知(250 万)、三重(250 万)、熊本(245 万)、鹿児島(250 万)
エ	不徴収	徴収	9	岩手、群馬、滋賀、大阪、和歌山、広島、徳島、愛媛、沖縄
オ	低所得世帯不徴収	低所得世帯不徴収	7	山形(430 万)、福島(292 万)、長野(350 万)、茨城(440 万)、神奈川(350 万)、岐阜(250 万)、岡山(250 万)
カ	徴収 (例外的に不徴収を認める場合も含む)	徴収	2	山梨、山口
キ	不徴収	検討中	7	秋田、兵庫、奈良、島根、長崎、大分、宮崎

注 1：ア以外の 25 年度の「不徴収」とは原則不徴収であり例外的に徴収する場合も含む。

注 2：() 内はあくまでも年収の目安であり、世帯構成や居住地等により基準額が異なる場合がある。

注 3：栃木は 26 年度について 350 万円未満であることに加えて性行良好の場合に不徴収。

注 4：宮城は通信制授業料を 1 科目当たり年額 820 円と定めているが、月額授業料に換算している。就学支援金の年間支給限度額(6,240 円)を超えた場合は年収約 350 万円未満世帯以外から徴収。

4. 授業料の徴収時期について

(1) 徴収回数について

全日制では 29 県で、定時制では 24 県で毎月徴収することとしている（年 12 回～入学当初や年度末の月には数ヶ月分をまとめて徴収する場合も含む）。その他は、半期ごと（年 2 回）や四半期ごと（年 4 回）、2 ヶ月ごと（年 6 回）などがある。

定時制や通信制で、1 単位当たりの授業料を設定している場合は、年 1～2 回の支払いが多く、受講の申込み、履修許可があった時点を支払期限としている場合が多い。

(2) 就学支援金の支給前に授業料の納付を求めることについて

就学支援金の支給前に授業料の納付を求め、後に生徒に就学支援金を還付する方法を行っているのは、全日制・定時制では存在しないが、通信制では、12 県 21 校で行われている。

一時的であれ、生徒の負担が生じることについて、7 県（栃木、千葉、神奈川、富山、新潟、岐阜、熊本）で、申請があれば猶予を認めるなど何らかの措置が講じられているが、5 県（福島、群馬、愛知、大阪、山口）では、特段の措置は講じられていない。

II. 申請手続について

1. 申請書の配布時期について

3 月中旬から下旬に行われた入学説明会で申請書を配布する県が多かった。

（表 1 - 6）（数字は都道府県数（複数回答可））

①合格発表時（合格通知と一緒に送付することも含む）	16
②入学説明会	34
③入学式の当日	4
④入学式の後日	2
⑤学校に一任	5

2. プライバシーへの配慮について

37 県では申請書類は封をして提出するようになっている。

(表 1-7) (数字は都道府県数(複数回答可))

①学校を経由せずに都道府県や委託先に送付する	0
②申請書類は封をした封筒で提出する	37
③手続は他の生徒の目に触れない場所(事務室等)で行う	26
④申請書等の管理は施錠がかかる場所で行い担当者のみ取り出すことができるようにする	20
⑤情報漏洩防止のためアクセス制限をかけるなど電子システム上の工夫を行う	11

3. 生徒・保護者の負担軽減について

37 県では、課税証明書等は複写でも可能としている。その他の取組としては、学校名等、全員が同じ記載となる箇所をあらかじめ学校で記入して配付することや、課税証明書等の交付手数料について、申請者 1 名分の手数料で 2 名分の証明書等の交付ができるよう市町村に依頼(いくつかの市町村で実現)するなどの取組があった。

(表 1-8) (数字は都道府県数(複数回答可))

①課税証明書等の市町村民税所得割額を証明する書類を複写でも可とする	37
②他の支援制度で必要な書類と重複する場合は提出不要とする(予定)	11
③都道府県内での転学の場合、収入に変更がなければ課税証明書等の再提出は不要とする(予定)	14

4. 確実な申請のための工夫について

全ての県で、支給対象外の生徒からも意思確認のために何らかの書類の提出を求めている。また、多くの県では、未提出の生徒に対して、申請しない場合は授業料支払いの負担が発生することについて個別に説明するなどの取組を行っている。

(表 1-9) (数字は都道府県数(複数回答可))

①支給対象外の生徒からも申請をしない旨の書類など、生徒全員に意思を確認するための書類を提出してもらう	47
②未提出の生徒に対しては、提出を忘れていないか確認のための連絡をとる	32
③生活保護世帯等の特に支援が必要な世帯について、未提出の者がいないか確認する	5

Ⅲ. 事務体制について

- ・所得確認等の事務負担が増加することへの対応として、半数以上の県で、県や学校における担当部署の増員を行っている。
- ・7 県〈福井, 東京（特別支援学校を除く）, 石川, 広島, 香川, 大分, 鹿児島〉で、申請書類の記載事項の確認やシステムへの入力業務を外部に委託している。

（表 1 - 1 0）（数字は都道府県数（複数回答可））

①学校・都道府県の担当部署の職員数を増員	9
②学校・都道府県で事務が増える時期に非常勤職員等を配置	29
③外部に事務を委託(市町村への委託を除く)	7
④複数の学校が共同で事務を実施	0
⑤特に対応はしていない（これまでの体制で対応）	2

- ・また、県と学校との事務分担としては、多くの県では、学校で必要書類の確認後、受給資格申請者一覧を作成し、都道府県教育委員会で学校から提出されたデータを基に受給権者の認定を行っている。
- ・学校で認定事務を行っているのは8 県〈岩手, 宮城, 茨城, 千葉, 東京（特別支援学校のみ）, 神奈川, 岡山, 福岡〉。
- ・学校では生徒から提出された封筒を開封せずに（書類の確認をしないまま）都道府県教育委員会や委託先に提出するのは3 県〈新潟, 島根, 広島〉。

IV. 広報・周知活動について

1. 学校・事務担当者向けの周知について

約 8 割の県で資料配付を行い、全ての県で担当者向けの説明会を開催している。その他の取組としては、メールによる情報提供や継続的な検討会の開催、事務長会を通じての情報提供等があった。

(表 1 - 1 1) (数字は都道府県数 (複数回答可))

①資料配付	38
②説明会の開催	47
③HP掲載	17

2. 生徒・保護者向けの周知について

約 8 割の県で資料配付を行い、31 県でホームページによる情報提供を行っている。その他の取組としては、広報番組の放送や広報誌への掲載等があった。

(表 1 - 1 2) (数字は都道府県数 (複数回答可))

①資料配付	38
②説明会の開催	19
③HP掲載	31

■ 私立

I. 授業料等について

26年度の年額授業料、入学料、年額施設設備費等の平均額は以下の通り。
 ※新・高等学校等就学支援金制度の対象校のみ

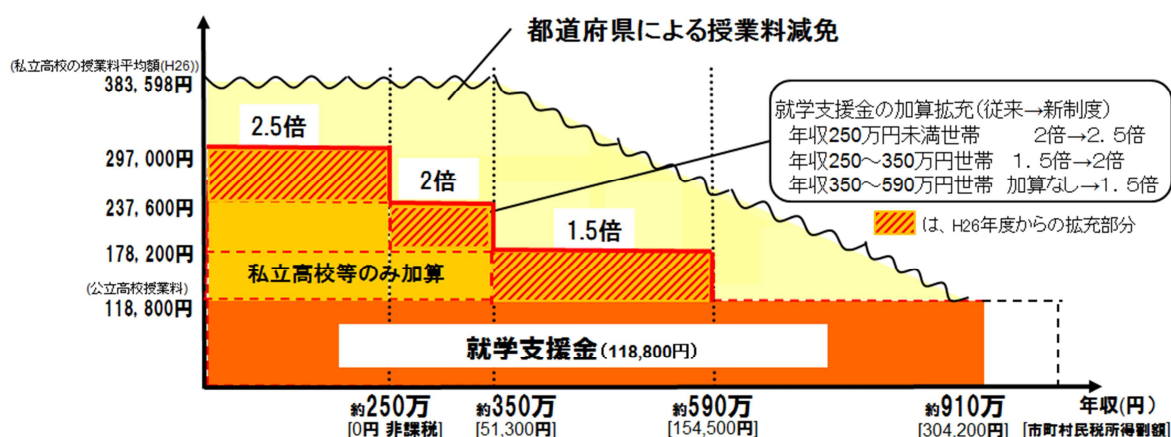
(単位：円)

区分	全日制	定時制	通信制	専修学校	各種学校	特別支援学校
授業料(A)	383,598	297,764	209,168	387,249	546,329	175,080
入学料(B)	161,580	112,091	51,776	133,103	130,283	89,500
施設整備費等(C)	170,466	110,891	74,994	192,125	169,862	111,300
小計(A+C)	554,064	408,655	284,162	579,374	716,191	286,380
計(A+B+C)	715,644	520,746	335,938	712,477	846,474	375,880

II. 授業料減免制度等について

新・高等学校等就学支援金制度では、私立に通う低所得世帯に対する就学支援金の支給額の加算拡充を行った(図1斜線部分)。拡充によって県の授業料減免の財源の一部が浮くことになるが、これを活用した授業料減免制度の拡充など、県における家庭の経済的負担の軽減策等の見直し状況は、以下の通り。

(図1)



・29県で授業料減免制度等の家庭の経済的負担の軽減に係る施策を拡充している。
 その内容は、以下の通り。

- ①授業料減免制度の対象の学校種を拡大(10県)
- ②授業料減免制度の支給額(就学支援金を除く県費負担額)を増額(17県)
- ③授業料減免制度の対象の世帯収入区分の上限を拡大(10県)

④その他の授業料支援を拡充（4 県）

⑤入学金や施設設備費など授業料以外の学校納付金に対する支援を
新設・拡充（4 県）

- ・一方、16 県（北海道、岩手、宮城、秋田、栃木、千葉、富山、石川、和歌山、
広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、宮崎）は、就学支援金の加算拡充によ
って、従来行っていた県の授業料減免の財源の一部が浮くことになるが、26
年度は、県による授業料減免等の支援策の拡充を行っていない（ただし、
その場合も、国の就学支援金の拡充により家庭の経済的負担の軽減が図
られている場合もある）。

※群馬県では 25 年度以前から県による授業料減免は、家計急変の場合のみ
行われており、今回の国の就学支援金拡充で生じる財源はなく、授業料減
免制度の見直しも行っていない。

※鳥取県では 25 年度以前から年収約 250 万円未満世帯に対する県による授
業料減免はあるが、県内の全日制高校の授業料は全て就学支援金でカバー
できていたため、実態として今回の国の就学支援金拡充で生じる財源はな
く、授業料減免制度の見直しも行っていない。

- ・上記 16 県のうち、4 県（山口、佐賀、福岡、宮崎）は授業料減免制度の拡
充は行っていないが、私立高校入学者や低所得世帯の増加等に対応する
ため、26 年度は 25 年度当初予算に比べて同程度または増額の予算を計
上している。
- ・上記 16 県のうち、8 県（北海道、宮城、秋田、和歌山、広島、熊本、佐賀、宮崎）
は、今後、支援策の拡充に向けた検討を行う方針である。

①授業料減免制度の対象の学校種を拡大（10 県）

（表 2-1）

都道府県	支援対象として拡充した学校種
青森県	専修学校一般課程、各種学校
山形県	各種学校
山梨県	専修学校高等課程
長野県	専修学校高等課程（全学年対象）
岐阜県	各種学校
大阪府	各種学校
島根県	各種学校
徳島県	専修学校高等課程（25 年度途中から）
高知県	各種学校
沖縄県	専修学校高等課程

※「専修学校一般課程」及び「各種学校」とは、就学支援金の支給対象となる学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施
行規則第 1 条第 1 項第 2 号に掲げる専修学校の一般課程若しくは同項第 3 号に掲げる各種学校）

②授業料減免制度の支給額（就学支援金を除く県費負担額）を増額（17県）
 （表2-2）

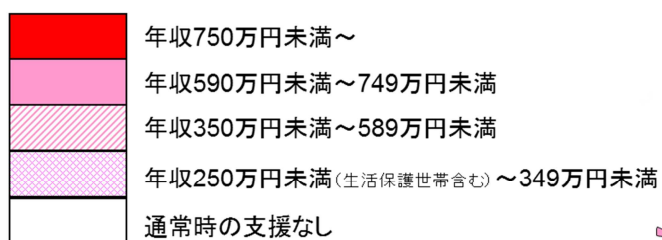
都道府県	支給額(就学支援金を除く県費負担額)の増(25年度比・年額)
福島県	年収約430～450万円世帯への支援 最大178,200円増 ※授業料と就学支援金の差額を支給
茨城県	年収約425～590万円世帯への支援 1,620円増
埼玉県	年収約590～609万円世帯への支援 4,000円増
東京都	年収約250～350万円世帯への支援 3,200円増 年収約350～760万円世帯への支援 600円増
神奈川県	年収約250～350万円世帯への支援 30,600円増 年収約500～590万円世帯への支援 46,800円増
新潟県	年収約250～350万円世帯への支援 最大6,300円増 ※授業料と就学支援金の差額を支給
福井県	年収約500～590万円世帯への支援 33,800円増
岐阜県	年収約500～590万円世帯への支援 34,200円増
愛知県	年収約590～610万円世帯への支援 24,000円増 年収約610～840万円世帯への支援 16,800円増
滋賀県	年収約250～350万円世帯への支援 41,000円増 年収約580～590万円世帯への支援 79,000円増
京都府	年収約900～910万円世帯への支援 50,000円増
兵庫県	年収約250万円世帯(生活保護世帯除く)への支援 12,000円増
奈良県	年収約250～350万円世帯への支援 2,000円増 年収約350～560万円世帯への支援 18,000円増 年収約560～590万円世帯への支援 49,000円増
岡山県	年収約500～590万円世帯への支援 24,000円増
香川県	年収約400～590万円世帯への支援 最大78,900円増 ※授業料と就学支援金の差額の1/2を支給
大分県	年収約250～350万円世帯への支援 最大15,000円増 ※授業料と就学支援金の差額の1/2を支給(最大15,000円まで)
鹿児島県	年収約250万円未満世帯への支援 2,400円増

③授業料減免制度の対象の世帯収入区分の上限を拡大（10県）

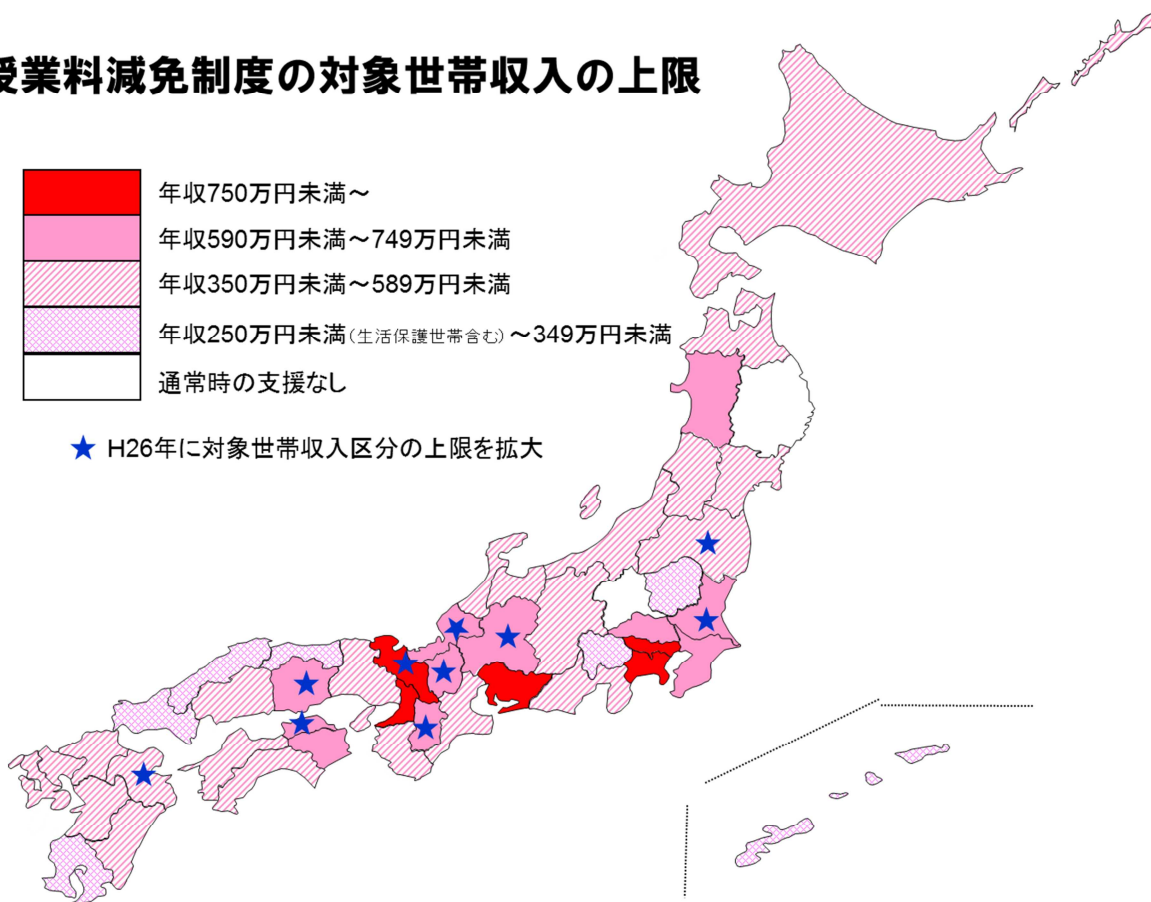
（表2-3）

都道府県	支援世帯区分の上限(世帯のおよその年収)
茨城県	425万円未満→590万円未満
福島県	430万円未満→450万円未満
福井県	500万円未満→590万円未満
岐阜県	500万円未満→590万円未満
滋賀県	580万円未満→590万円未満
京都府	900万円未満→910万円未満
奈良県	560万円未満→590万円未満
岡山県	500万円未満→590万円未満
香川県	400万円未満→590万円未満
大分県	250万円未満→350万円未満

授業料減免制度の対象世帯収入の上限



★ H26年に対象世帯収入区分の上限を拡大



④その他の授業料支援を拡充（４県）

（表２－４）

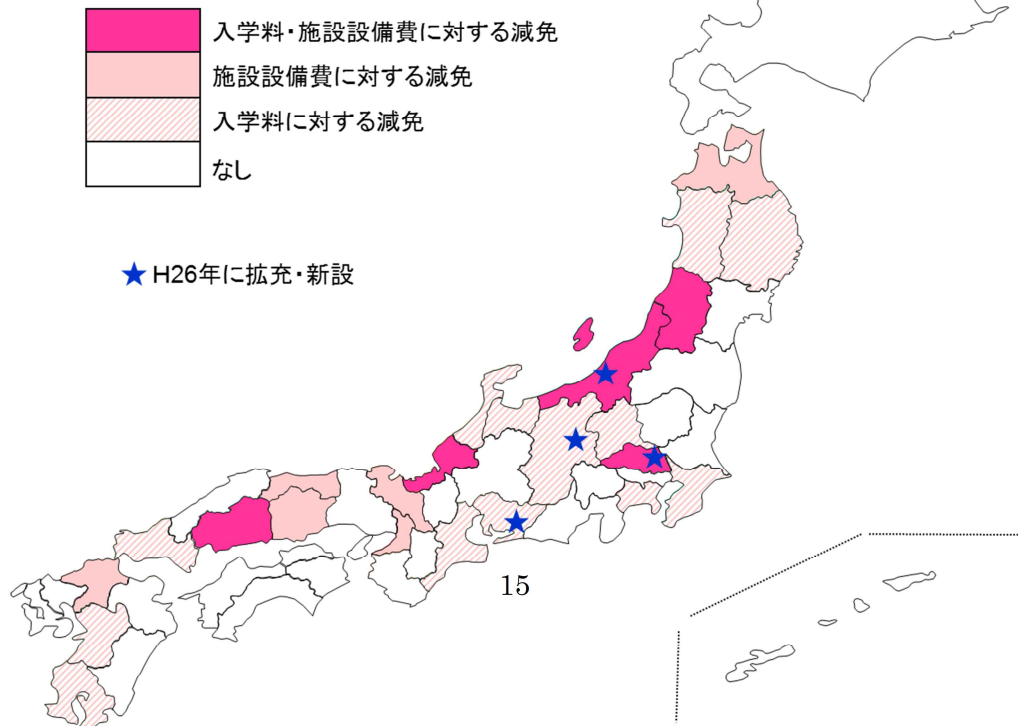
都道府県	拡充の内容
長野県	26年度より前に入学した者(26年度の2、3年生)で、年収約250～350万円未満世帯に59,400円増、年収約350～590万円未満世帯に21,200円増
静岡県	家計急変の世帯への支援について最大118,800円から178,200円に引上げ。
三重県	転編入した者の転入日の属する月の就学支援金相当額の支援を創設（転入日が月の初日である場合、授業料債権が発生しなかった場合を除く）
長崎県	家計急変の場合の支援を生活保護世帯及び市町村民税非課税相当世帯から年収約430万円未満世帯まで拡大

⑤授業料以外の学校納付金に対する支援を新設・拡充（４県）

（表２－５）

都道府県	拡充の内容
新潟県	入学金を500円増(36,000円→36,500円)、施設設備費を1,200円増額(22,100円→23,300円、生活保護世帯32,100円→33,300円)
埼玉県	施設設備費等への補助を新設 年収約250万円未満世帯 200,000円、年収約350万円未満世帯 100,000円
長野県	入学金への補助について、全日制24,100円を24,500円に、通信制10,000円を14,800円に引き上げ
愛知県	全日制の入学金への補助について、年収約350万円未満世帯に対し、100,000円を150,000円に引き上げ

授業料以外の学校納付金（入学金や施設設備費等）
に対する減免制度の有無について



【参考】

22 県では、生活保護世帯や非課税世帯（年収約 250 万円未満世帯）への就学支援金（国）と授業料減免（県）の合計支給額が、各県の全日制授業料の**最高額**まで達しており、授業料はほぼ全額免除となっている。授業料がほぼ全額免除となる最高の世帯収入区分は以下の通り。

（表 2－6）

生活保護世帯	3	埼玉,京都,山口
年収約 250 万円未満世帯まで	6	静岡,三重,島根,広島,熊本,沖縄
年収約 270 万円未満世帯まで	1	宮城
年収約 300 万円未満世帯まで	1	栃木
年収約 350 万円未満世帯まで	9	秋田,千葉,石川,鳥取,徳島,香川,高知,佐賀,宮崎
年収約 450 万円未満世帯まで	1	福島
年収約 610 万円未満世帯まで	1	大阪

注 1：福島県と栃木県については世帯人数等に応じた基準を設定しており、年収は 4 人家族の場合を想定

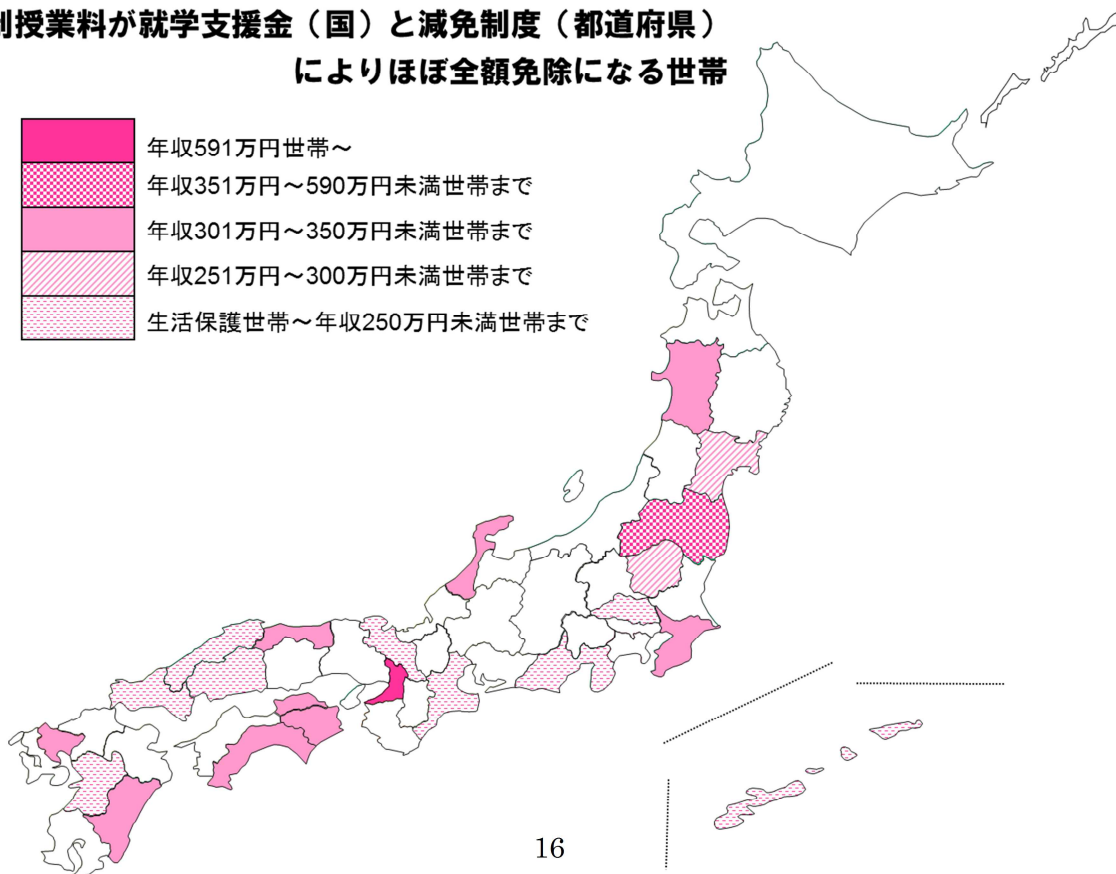
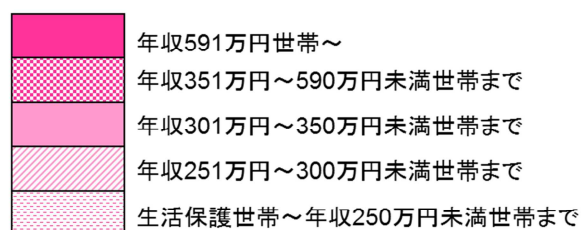
注 2：栃木県、熊本県、佐賀県、宮崎県については、学校負担と合わせて全額免除となる場合も含む。

注 3：三重県は学校法人立の学校に限る（授業料 30 万円以下。全日制 14 校中 13 校）。

注 4：大阪府は「就学支援推進校」に限る（授業料 58 万円以下。全日制 95 校中 94 校）。

注 5：佐賀県は授業料減免制度をもつ学校に限る（授業料 26 万 4 千円以下。全日制 9 校中 6 校）。

全日制授業料が就学支援金（国）と減免制度（都道府県）によりほぼ全額免除になる世帯



※生活保護世帯や非課税世帯（年収約 250 万円未満世帯）への就学支援金〈国〉と授業料減免〈県〉の合計支給額が、各県の全日制授業料の平均額まで達しているのは、以下の 37 県（学校負担と合わせて全額免除となる場合も含む）。

北海道, 岩手, 宮城, 秋田, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 石川, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 京都, 大阪, 兵庫, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 沖縄

Ⅲ. 申請手続について

1. 申請書の配布時期について

配布時期については、学校に一任している県が多いが、3月中旬から下旬に行われた入学説明会等で申請書を配布されていると推測。

（表 2-7）（数字は都道府県数（複数回答可））

①合格発表時（合格通知と一緒に送付することも含む）	2
②入学説明会	9
③入学式の当日	6
④入学式の後日	4
⑤学校に一任	36

2. プライバシーへの配慮について

県から学校に対して、情報管理やプライバシーの配慮について留意することを依頼している。25 県で申請書類は封をして提出するようになっている。

（表 2-8）（数字は都道府県数（複数回答可））

①学校を経由せずに都道府県や委託先に送付する	0
②申請書類は封をした封筒で提出する	25
③手続は他の生徒の目に触れない場所（事務室等）で行う	29
④申請書等の管理は施錠がかかる場所で行い担当者のみ取り出すことができるようにする	13
⑤情報漏洩防止のためアクセス制限をかけるなど電子システム上の工夫を行う	8

3. 生徒・保護者の負担軽減について

34 県では、課税証明書等は複写でも可能としている。その他の取組としては、学校説明会開催日に市役所の職員が学校に出向き、臨時の所得・課税証明書発行窓口を設け、その場で手続を行えるようにする等、市町村との連携の工夫が見られた。

(表 2 - 9) (数字は都道府県数 (複数回答可))

①課税証明書等の市町村民税所得割額を証明する書類を複写でも可とする	34
②他の支援制度で必要な書類と重複する場合は提出不要とする	24
③都道府県内での転学の場合、収入に変更がなければ課税証明書等の再提出は不要とする	2

4. 確実な申請のための工夫について

34 県では、支給対象外の生徒からも意思確認のための書類の提出を求めている。また、未提出の生徒に対して、申請しない場合は授業料支払いの負担が発生することについて個別に説明するなどの取組を行っている。

(表 2 - 10) (数字は都道府県数 (複数回答可))

①支給対象外の生徒からも申請をしない旨の書類など、生徒全員に意思を確認するための書類を提出してもらう	34
②未提出の生徒に対しては、提出を忘れていないか確認のための連絡をとる	26
③生活保護世帯等の特に支援が必要な世帯について、未提出の者がいないか確認する	8

IV. 事務体制について

- ・多くの県では、学校で必要書類の確認後、受給資格申請者一覧を作成し、県で学校から提出されたデータを元に受給権者の認定を行っている。
- ・所得確認等の事務負担が増加することへの対応として、20 県で、県や学校の担当部署の人員の増員や臨時増員を行っている。また、東京都と愛知県では外部に委託している。

(表 2 - 1 1) (数字は都道府県数 (複数回答可))

①学校・都道府県の担当部署の職員数を増員	9
②学校・都道府県で事務が増える時期に非常勤職員等を配置	15
③外部に事務を委託(市町村への委託を除く)	2
④複数の学校が共同で事務を実施	0
⑤特に対応はしていない(これまでの体制で対応)	25

V. 広報・周知活動について

1. 学校・事務担当者向けの周知について

約 8 割の県で資料配付を行い、41 県で担当者向けの説明会を開催している。その他の取組としては、メールによる情報提供や私学団体を通じた情報提供があった。

(表 2 - 1 2) (数字は都道府県数 (複数回答可))

①資料配付	36
②説明会の開催	41
③HP掲載	12

2. 生徒・保護者向けの周知について

約 4 割の県で資料配付を行い、22 県でホームページによる情報提供を行っている。その他の取組としては、広報番組の放送や広報誌への掲載等があった。

(表 2 - 1 3) (数字は都道府県数 (複数回答可))

①資料配付	19
②説明会の開催	3
③HP掲載	22